

提案基準 9

判断基準第2第3項③の敷地における建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3の規定に基づき、判断基準第2第3項③の敷地における建築物のうち、道路、判断基準第2第2項に規定する道又は判断基準第2第3項②に規定する通路（以下「道路等」という。）と敷地との間に河川等がある場合の建築物の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次に掲げる有効な空地を介して道路等に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 河川等の橋や蓋等。ただし、小さな水路で管理者による占用許可、施工承認等を得て、橋や蓋等を含めて一団の敷地と認められる場合は、道路に接するものとみなし、法第43条第1項本文の要件をみたすものとする。
- ② 道路事業又は街路事業による道路予定地。ただし、法第42条第1項第4号による指定が困難な場合に限る。
- ③ 都市計画法第29条の許可により築造される道路予定地
- ④ 里道（道路と一体のものを除く。）と当該敷地のみの利用に供される有効な空地

(用途・規模・構造)

第3 第2②及び③の許可に係る建築物は、その敷地が接する道路予定地を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(橋や蓋等、道路予定地、里道の整備等)

第4 その敷地が接する橋や蓋等、道路予定地又は里道の整備等にあつては、次のいずれかに該当すること。

- ① 河川等の管理者による占用許可、施工承認等により築造された橋や蓋等若しくは当該管理者により築造された橋や蓋等で通行上支障ないもの、又はその築造について当該河川管理者と協議が整ったものであること。
- ② 道路事業又は街路事業の道路予定地については、拡幅予定があり、国又は地方公共団体が買収済の空地であり、かつ、当該土地の管理者の使用承諾等があるものであること。
- ③ 都市計画法第29条の許可により築造される道路予定地については、同法第37条の承認が可能なのであること。
- ④ 里道については、管理者の施工承認等があるものであること。

一括同意基準 9

第1 提案基準9に該当し、かつ、次のいずれかに該当するものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

- ① 同基準第4①について、許可申請時に築造されている橋や蓋等が通行上支障ないもの
- ② 同基準第4②について、許可申請時に道路に至るまでの道路予定地が通行上支障ないもの
- ③ 同基準第4③について、都市計画法第37条の承認時に道路に至るまでの道路予定地が通行上支障ないもの
- ④ 同基準第4④について、許可申請時に敷地から道路に至るまでの里道を除く部分が自己所有地で通行上支障ないもの

第2 知事は、第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成11年5月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成12年7月3日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成15年4月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、令和元年9月17日から施行する。